

第19期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
当社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（商号変更）
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件

株主の皆さまへ

株主・投資家の皆さまをはじめとする、すべてのステークホルダーの皆さまにおかれましては、日頃より当社グループをご支援いただき、厚く御礼申しあげます。

当社は、創業から皆さまに親しまれてまいりました商号を、2026年6月1日を効力発生日として「ミトラグループ株式会社」に商号変更を行うことを本総会に付議いたします。

「ミトラ (MITRA)」という社名は、「中立的な第三者」を意味する言葉です。当事者同士の間
に立ち、公正さと専門性をもって信頼へと導くポジションを表しています。

エスクローという枠組みにとどまらず、私たちが果たしてきた、そしてこれから果たしていく
本質的な役割と姿勢をより正確に表現し、ブランド認知向上を図るとともに、事業領域のさらなる
深化と拡大に取り組んでまいります。

当社グループは、金融・不動産・建築・士業専門家分野における専門業務の横断的対応により、
不動産取引における各種手続きや決済の非対面化・デジタル化・自動化を業務受託と自社開発し
たクラウド型ソフトウェアサービスでサポートし、BPaaS(Business Process as a Service)事
業者としてお客様が抱える課題を解決しています。

2026年2月期より始めました「中期経営計画2027」では、当
社グループの新たな成長ステージへの準備期間として業務改革によ
る生産性向上に重点を置いております。グループ一丸となって経営
施策に取り組み、不動産取引における各種手続きに対しBPaaSサー
ビスを展開することで、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜り
ますよう、心よりお願い申しあげます。



株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代表取締役社長 成宮 正一郎

株主各位

証券コード 6093
2026年5月13日
(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代表取締役社長 成宮 正一郎

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ea-j.jp/ir/event/meeting-of-shareholders.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスクロー・エージェント・ジャパン」又は「コード」に当社証券コード「6093」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日はご出席いただくほかに書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁「議決権行使についてのご案内」及び5頁「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年5月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 当社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第19期（2025年3月1日から2026年2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2025年3月1日から2026年2月28日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件（商号変更） 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

**本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。**

- **事業報告**：主要な営業所、使用人の状況、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針
- **連結計算書類**：連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- **計算書類**：株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会の終了後、当社ウェブサイト (<https://www.ea-j.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年5月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年5月27日(水曜日) 午後6時到着分まで

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは、本招集ご通知記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」(5頁)をご覧ください。

行使期限 2026年5月27日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

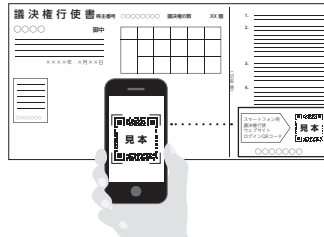
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

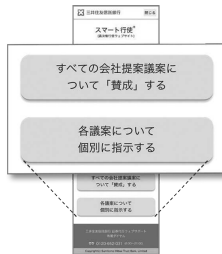
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

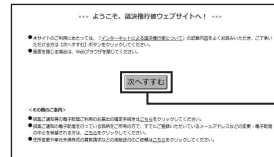
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

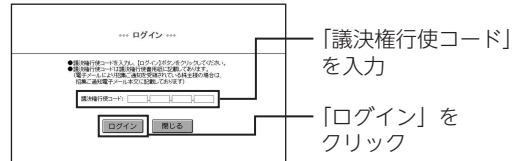
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

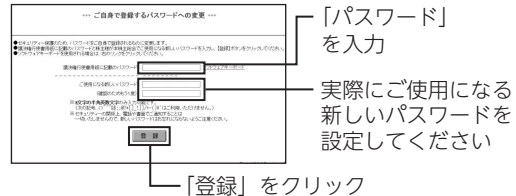
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 6円00銭 総額 261,307,188円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年5月29日

定款一部変更の件（商号変更）

1. 提案の理由

当社は、創業以来「エスクロー」を基盤とした中立的な第三者としての専門性を強みに、金融・不動産・建築・土業支援など複数領域へと事業を拡大してまいりました。

今後、グループ全体のブランドをより統一かつ分かりやすく発信し、長期的な成長と社会的認知の向上を図るため、新たに「ミトラグループ株式会社」へ商号を変更するものであります。

新商号「ミトラ (MITRA)」は、「中立的な第三者」を意味する言葉です。当事者同士の間立ち、公正さと専門性をもって信頼へと導くポジションを表しており、当社が果たしてきた、そしてこれから果たしていく本質的な役割と姿勢をより正確に表現しています。当社グループが目指す『『専門性×革新的サービス』で未来を支える社会インフラ企業』としての姿を体現するブランド名称となります。

以上の理由により、当社の将来の持続的な成長と企業価値向上を目的として、商号を「ミトラグループ株式会社」へ変更することをご提案いたします。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年6月1日とし、効力発生日経過後はこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパンと称し、英文では、 <u>Escrow Agent Japan ,Inc.</u> (略称EAJ) と表示する。	第1条 当社は、 <u>ミトラグループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>MITRA Group, Inc.</u> と表示する。
第2条～第38条 (条文省略)	第2条～第38条 (現行どおり)
(附則)	(附則)
(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)	(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)
(新 設)	(商号変更の効力発生)
	<u>2 定款第1条(商号)の変更は、2026年6月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

ほんま ひであき
本間 英明

1957年11月24日生

所有する当社の株式数 3,121,869株

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 2月	本間英明土地家屋調査士事務所 開設	2014年 5月	(株)エスクロー・エージェント・ ジャパン・トラスト(現(株)エス クロー・エージェント・ジャパ ン信託)取締役就任（現任）
1985年 11月	(株)中央調査設計 取締役社長就 任	2017年 7月	(株)中央グループ 取締役就任
2004年 7月	(株)アイディーユー総合事務所 (現当社) 代表取締役就任	2017年 11月	同社 代表取締役会長就任（現 任）
2007年 4月	当社 代表取締役社長就任	2018年 4月	(株)ネグブラン 取締役就任
2009年 5月	(株)中央グループホールディング ス 代表取締役会長就任	2021年 5月	当社 代表取締役会長就任（現 任）
		2023年 3月	(株)サイバーリンクス 社外取締 役就任（現任）

取締役候補者とした理由

当社創業以来、代表取締役として豊富な経験・実績・見識を有し、当社グループの経営を牽引しており、当社の企業価値向上に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など同氏の強いリーダーシップが当社グループの事業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年 4月	雪印乳業(株)入社	2015年 5月	当社 取締役就任
2003年 1月	日本ミルクコミュニティ(株)転籍	2016年 3月	当社 営業本部長就任
2004年 1月	司法書士中村合同事務所入所	2017年 7月	当社 常務取締役就任
2005年 1月	(株)プラスワン入社	2018年 6月	当社 不動産事業本部長就任
2007年 5月	(株)マザーズエスクロー(現当社)入社	2019年 5月	(株)中央グループ 取締役就任(現任)
2007年 9月	当社転籍	2021年 5月	当社 代表取締役社長就任(現任)
2009年 6月	当社 執行役員就任	2022年 4月	当社 代表取締役社長 不動産事業本部担当就任
2014年 5月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン(信託)取締役就任(現任))	2022年 6月	(株)サムポローニア 代表取締役社長就任
2014年 7月	当社 経営企画室長就任	2025年 5月	同社 代表取締役会長就任(現任)

取締役候補者とした理由

当社において経営企画室長、営業本部長及び不動産事業本部長を歴任し、業界に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、2021年5月より代表取締役社長に就任し、業容拡大に貢献し当社の事業基盤を支えております。今後においても当社ビジネスモデルの構築に強いリーダーシップを発揮し、経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年10月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2017年7月	(株)中央グループ 取締役就任（現任）
2004年3月	公認会計士試験第3次試験合格	2018年4月	(株)ネグブラン 取締役就任
2006年8月	ユニファイド・パートナーズ(株)入社	2018年6月	当社 人事部長就任
2007年1月	(株)ジャスダック証券取引所（現(株)日本取引所グループ）入社	2019年9月	当社 人事総務部長就任
2010年7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局 当社入社	2021年3月	当社 取締役 執行役員 管理本部担当就任
2014年7月	当社入社	2022年4月	当社 取締役 管理本部担当就任（現任）
2014年10月	当社 管理本部長就任	2022年6月	(株)サムポローニア 取締役就任（現任）
2015年5月	当社 取締役就任	2025年3月	(株)New Deal 取締役就任（現任）
2015年6月	当社 執行役員就任		
2016年6月	(株)エスフロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスフロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任）		

取締役候補者とした理由

当社において管理本部長、人事総務部長における豊富な職務経歴・実績及び公認会計士として監査法人・証券取引所で培ってきた豊富な経験・実績・見識を活かし、経営監督、業務執行及びコーポレートガバナンス体制の強化に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2026年11月に当該保険契約を更新する予定であります。
3.本間英明氏は、当社の経営を支配する者であります。

以上

(ご参考) スキルマトリックス

取締役スキルマトリックス

氏名	当社における 地位・役職	属性	候補者が有する専門性					
			企業経営	財務 会計	営業 マーケティ ング	ガバナンス リスクマネ ジメント	法務 コンプライ アンス	デジタルIT
本間 英明	代表取締役会長		●		●			
成宮 正一郎	代表取締役社長		●		●			●
太田 昌景	取締役			●		●	●	
山本 隆	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】				●	●	
丸尾 浩一	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】			●	●		●
園田 博之	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】		●		●		●

(注)本表は、本総会において第3号議案が承認された場合の当社取締役会の構成を前提として、取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員について、それぞれが特に有すると当社が判断する主な知識・経験・能力を示したものです。

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）におけるわが国経済は、景気は緩やかに回復しているものの、今後の物価動向や米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であります。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。不動産市場については、地価の停滞に加え、建設コストの値上がりが続いております。また、住宅ローン金利上昇による住宅取得費用の値上がりも懸念されることから、予断を許さない状況が続いております。

このような事業環境の中、当連結会計年度においては、金融機関における住宅ローン取り扱い件数が低調であったことから金融ソリューション事業の各種サービス利用件数が前年を下回りました。一方で、建築ソリューション事業における建築事業者からの敷地調査業務の受託件数、及び設計サポートサービスが好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は5,078,141千円（前連結会計年度比7.1%増）、営業利益は323,403千円（前連結会計年度比33.0%減）、経常利益は316,843千円（前連結会計年度比34.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は189,442千円（前連結会計年度比45.7%減）となりました。一部の取引先に対する債権について、相手先の経営状況及び財務状況を踏まえて回収可能性を慎重に検討した結果、100,123千円を貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上したため、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は大きく減少いたしました。

	第18期 (2025年2月期)	第19期 (当連結会計年度) (2026年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	4,741,362	5,078,141	336,778	7.1%増
営業利益	482,405	323,403	△159,002	33.0%減
経常利益	486,953	316,843	△170,110	34.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	349,113	189,442	△159,670	45.7%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

金融ソリューション事業

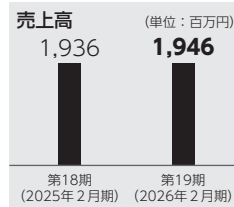
売上高
1,946百万円
(前連結会計年度比0.5%増)

(金融ソリューション事業)

金融ソリューション事業においては、主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じてサービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスグロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。

当連結会計年度においては、主に金融機関の住宅ローン取扱い件数が低調であったことに伴う各種サービス利用件数が減少いたしました。また、上述のとおり一部の取引先に対する債権について、相手先の経営状況及び財務状況を踏まえて回収可能性を慎重に検討した結果、100,123千円を貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上したことにより、セグメント利益は前連結会計年度比で減少しております。

以上の結果、セグメント売上高は1,946,534千円（前連結会計年度比0.5%増）、セグメント利益は793,195千円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。



不動産ソリューション事業

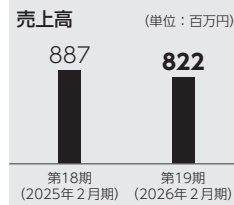
売上高
822百万円
(前連結会計年度比7.3%減)

(不動産ソリューション事業)

不動産ソリューション事業においては、主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等取引の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスグロー・エージェント・ジャパン信託では、主に税理士等の士業からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産オークション取引の機会を提供しております。

当連結会計年度においては、不動産市況高騰の影響等により不動産オークション取引の成約及び決済時期に遅れが見られ、また、「H'OURS(アワーズ)」の利用件数についても前年を下回りました。

以上の結果、セグメント売上高は822,789千円（前連結会計年度比7.3%減）、セグメント損失は42,181千円（前連結会計年度は4,373千円のセグメント利益）となりました。



建築ソリューション事業

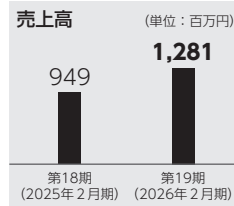
売上高
1,281百万円
(前連結会計年度比35.0%増)

(建築ソリューション事業)

建築ソリューション事業においては、主に建築事業者に対し、現場管理及び建築確認・申請業務等の利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査・アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL(アーキテクト・レール)」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、建築事業者からの敷地調査業務の受託件数、及び設計サポートサービスが好調に推移いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は1,281,689千円（前連結会計年度比35.0%増）、セグメント利益は117,586千円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。



土業ソリューション事業

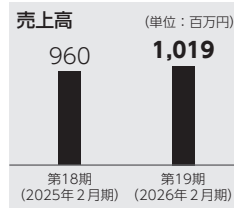
売上高
1,019百万円
(前連結会計年度比6.2%増)

(土業ソリューション事業)

土業ソリューション事業においては、主に不動産取引に関わる土業に対し、業務の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。連結子会社の株式会社サムポローニアでは、主に登記申請に関連する分野において、オンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有する「サムポローニアシリーズ」を通じて、土業へサービスを提供しております。また、マイナンバーカードを利用した本人確認及び電子署名を可能とする「サムポロトラスト」を提供しております。

当連結会計年度においては、主力商品であるサムポローニアシリーズ関連の売上が堅調に推移いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は1,019,714千円（前連結会計年度比6.2%増）、セグメント利益は91,085千円（前連結会計年度比44.8%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました有形固定資産及び無形固定資産への設備投資の総額は241,962千円であり、主なものは、業務システム開発に係る設備投資137,513千円、リース資産の取得44,798千円及びオペレーションセンター新設に係る設備投資37,440千円であります。

その他重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

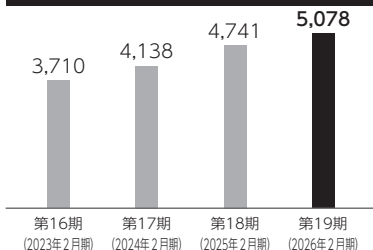
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

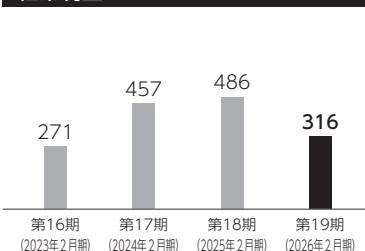
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

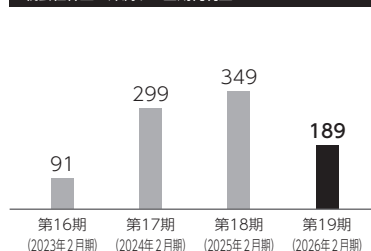
売上高 (単位：百万円)



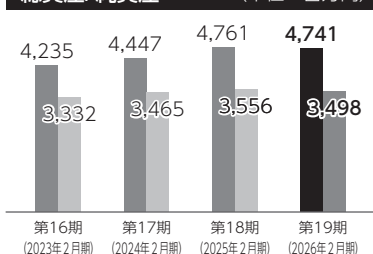
経常利益 (単位：百万円)



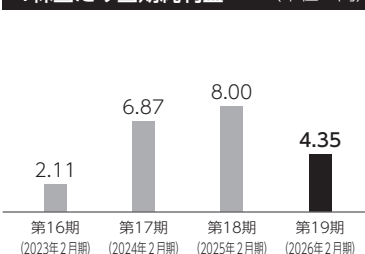
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



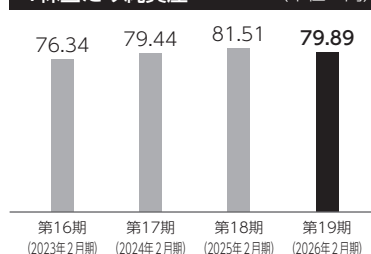
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)	第19期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売上高	(千円)	3,710,804	4,138,525	4,741,362	5,078,141
経常利益	(千円)	271,027	457,108	486,953	316,843
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	91,957	299,841	349,113	189,442
1株当たり当期純利益	(円)	2.11	6.87	8.00	4.35
総資産	(千円)	4,235,583	4,447,787	4,761,303	4,741,590
純資産	(千円)	3,332,531	3,465,974	3,556,217	3,498,031
1株当たり純資産	(円)	76.34	79.44	81.51	79.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 2024年2月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2023年2月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)	第19期 (当事業年度) (2026年2月期)
売上高	(千円)	1,908,268	2,231,498	2,380,954	2,295,031
経常利益又は損失(△)	(千円)	△53,485	274,787	211,954	148,489
当期純利益又は損失(△)	(千円)	△116,007	189,276	165,580	136,505
1株当たり当期純利益又は損失(△)	(円)	△2.66	4.34	3.79	3.13
総資産	(千円)	2,804,979	3,011,920	2,905,942	2,770,262
純資産	(千円)	2,494,674	2,518,846	2,424,346	2,313,994
1株当たり純資産	(円)	57.15	57.73	55.56	52.71

(注) 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスフロー・エージェント・ジャパン信託	100,000千円	100%	信託サービス、相続手続き代行サービス、不動産オークション事業
株式会社中央グループ	10,000千円	100%	敷地調査、図面・申請書類作成、設計サポート、施工建築物検査・点検等
株式会社サムポローニア	10,000千円	100%	サムポローニアシリーズの開発・提供、登記ファイリングシステムの開発・提供等
株式会社New Deal	10,000千円	100%	業務受託サービス等

(4) 対処すべき課題

当社グループは、金融、不動産、建築、士業専門家の領域に対して、確かな知識と経験、リスク管理能力を活かした業務の仕組み化・分業化を進め、専門的な業務を簡単・確実・安全に行える環境を整えることで「専門性×革新的サービス」で未来を支える社会インフラ企業となることを長期ビジョンとしております。急速に変化する社会において、各事業者の消費者へ向けた課題に共に向き合い、社会やすべてのステークホルダーに必要とされるソリューション企業グループとしてサービスを提供してまいります。具体的には以下を対処すべき課題として、各施策を実行してまいります。

① 事業規模の拡大

「未来を支える社会インフラ企業」となることを実現するためには、当社グループのサービス実績を着実に積み上げ、知名度を向上させ、更なる信用・信頼を獲得する必要があります。そのために、取引に関連する契約の非対面化や手続きに関する書類のデジタル化、不動産登記の完全オンライン申請の支援、AIを活用した建築業務のデジタル化等の支援のための投資を継続し、サービスの利用件数増加に取り組んでまいります。

② 生産性の向上

顧客ごとの業務プロセスや帳票の多様化及び分散した従来の労働集約型のビジネスモデルでは、人財の採用、育成に一定の時間を要し、迅速な事業規模の拡大に対応できない可能性があります。事業規模の拡大により発生する大量業務に対応し、ローコストオペレーションにより競争力を一層強化するためには、大量業務を集約し、業務プロセスの標準化・自動化を実現する必要があります。そのために、複数の顧客業務が利用可能なオペレーションセンターの増設や、金融機関向けサービスにとどまらず不動産事業者、建築事業者及び士業専門家等複数の業務に対応できるオペレーションセンターの構築（マルチユース化）に取り組むとともに、顧客に対しても当社グループの知見を活かしたプロセスの標準化提案（「正解のプロセス」の提案）を推進してまいります。

③ 不動産取引に関するリスクへの対応

取引関係者の高齢化やデジタルシフトによる不動産取引プロセスの変化等から発生する新たなリスクに対し、従来以上に適切なリスクコントロールが必要となります。その実現に向け、不動産取引に関するリスクの分析と事務過誤の原因となる業務を自動化することにより、確実に手続きと決済を行う業務プロセスを構築し、当社グループが提供する不動産取引保証[®]の標準化を推進します。具体的には、事業会社の業務系システムとの連携による業務の自動化を進めること等により事務過誤の原因となる手作業による業務を削減し、重要書類のデジタルストレージ化により、紛失・漏洩リスクを排除いたします。また、不動産登記情報の解析により潜在リスクが判定できるよう取り組んでまいります。

④ 人財採用・育成及び従業員の意欲・能力・満足度の向上

当社グループの持続的な成長のためには人財の採用・育成は重要課題のひとつであります。重要施策を推進するためには、業務に関する十分な知見を有することはもとより、国籍や性別等に関係なく多様な人財を採用し、その人財が活躍できる機会・環境を提供していく必要があります。当社グループでは、「人事基本方針」を定め、従業員にとって一層働きがいのある会社であり続けるよう積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、金融、不動産、建築、土業専門家分野における取引の手続きや決済における取引支援の知見を活かし、取引関係者の業務を一貫してサポートするワンパッケージサービスを提供しております。

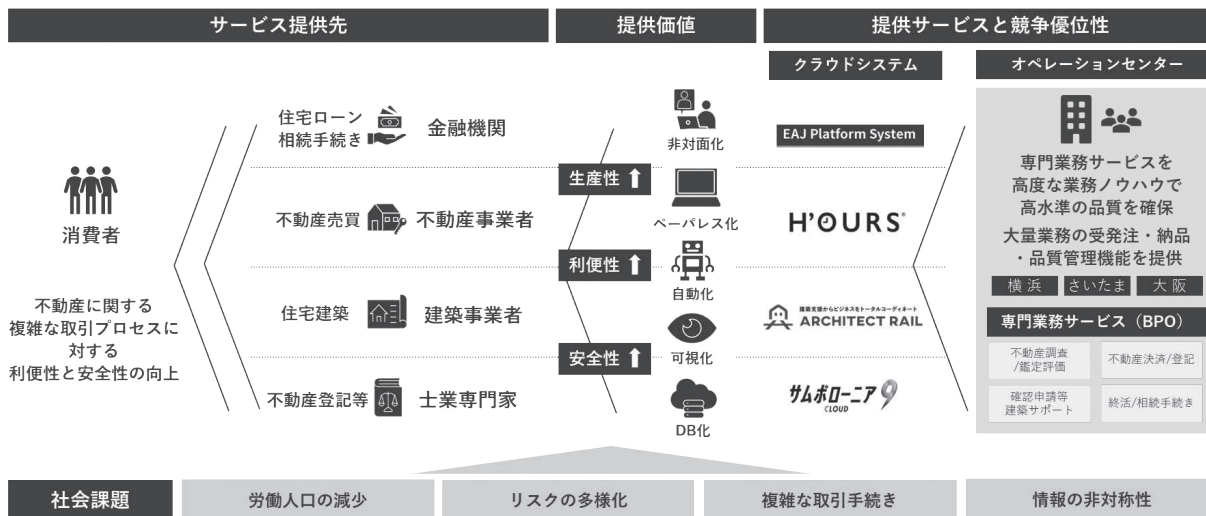
当社グループのサービスは、「金融ソリューション事業」、「不動産ソリューション事業」、「建築ソリューション事業」、「土業ソリューション事業」の4つにセグメント区分されており、金融機関、不動産事業者、建築事業者及び土業専門家に対して事務の合理化や安全性を向上させるためにこれらのサービスを提供しております。

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	<p>主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性・安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを、クラウドシステムを通じて提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続・終活手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。</p> <p>金融ソリューション事業における各業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 各種システム支援サービス等の提供 専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種システム支援サービス等を提供しております。当サービスは、取引関係者の内部管理体制を一層高度化するためのDX推進支援を含みます。また、当サービスは取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じて提供しております。</p> <p>② 業務受託サービス 住宅ローン融資に係る業務の受託を行っております。また、オペレーションセンターの共同利用による業務効率化やノウハウの活用により、ローコストオペレーションの実現をサポートしております。</p> <p>③ エスクロー口座サービス 連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、管理型信託機能を活用した各種サービスや不動産取引における売買代金、融資金、仲介手数料等の資金決済に関する安全性を担保する商品を展開しております。</p> <p>④ 相続・終活手続き代行サービス 金融機関を通じて依頼のあった申込者に対して、相続や終活に関する様々な手続きを代行するサービスを提供しております。</p>

事業区分	事業内容
不動産ソリューション事業	<p>主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等、取引の利便性・安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、主に税理士等の士業からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産オークション取引の機会の場を提供しております。</p> <p>不動産ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 業務受託サービス</p> <p>住宅ローン融資及び不動産売買に係る業務の受託を行っております。住宅ローン融資審査時及び定期的な担保評価替えにおいて必要となる担保物件の物件調査や不動産売買に係る重要事項説明書作成、不動産調査、測量、図面作成等に関連する業務を受託しております。</p> <p>② 非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」</p> <p>取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供しております。</p> <p>「H'OURS」は不動産売買を希望される売主・買主に対して、売買契約時の手付金や、決済当日に金融機関から受け取る融資金、買主の自己資金を信託口座で保全・管理し、司法書士による決済可能な判断（本人確認や必要書類の確認）をもって信託口座より関係各所への送金を行い、不動産売買における所有権移転を確実に実施するサービスです。</p> <p>また、「H'OURS」を利用した取引を対象として、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証する不動産取引保証®サービスを提供しております。</p> <p>③ 不動産オークション</p> <p>連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて、主に税理士等の士業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。</p>

事業区分	事業内容
<p>建築ソリューション事業</p>	<p>主に建築事業者に対し、現場管理及び建築確認・申請業務等の利便性・安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。</p> <p>建築ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」 連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査、アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。</p> <p>② 業務受託サービス 連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、建築事業者向け各種コンサルティングサービス、土業専門家への業務支援サービスを提供しております。</p>
<p>土業ソリューション事業</p>	<p>主に不動産取引に関わる土業に対し、業務の利便性・安全性及び業務の効率化のための各種サービスを、クラウドシステムを通じて提供しております。</p> <p>土業ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① サムポローニアシリーズ 連結子会社の株式会社サムポローニアでは、主に登記申請に関連する分野において、クラウド環境下におけるオンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有する「サムポローニアシリーズ」を通じて、土業専門家へサービスを提供しております。また、マイナンバーカードを利用した本人確認及び電子署名を可能とする「サムポロトラスト」を提供しております。</p> <p>② 登記情報取得ファイリングシステム 連結子会社の株式会社サムポローニアでは、登記情報を一括取得するシステムを提供しております。</p>

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(6) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 45,950,238株(自己株式2,399,040株含む)
- ③ 株主数 13,079名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	18,600,000株	42.70%
本間 英明	3,121,869	7.16
千代田プロパティホールディングス株式会社	2,750,000	6.31
喜尋 利之	420,100	0.96
成宮 正一郎	415,962	0.95
後藤 武史	371,500	0.85
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	327,852	0.75
浅野 益男	300,000	0.68
野口 信雄	268,400	0.61
千原 一成	268,098	0.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,399,040株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
2. 持株比率は、自己株式(2,399,040株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 間 英 明	
代表取締役社長	成 宮 正一郎	
取締役	太 田 昌 景	管理本部担当
取締役 (監査等委員)	山 本 隆	山本隆法律事務所 所長
取締役 (監査等委員)	丸 尾 浩 一	(株)Major7th 代表取締役社長 (株)Add11th 代表取締役社長 (株)U-NEXT HOLDINGS 社外取締役
取締役 (監査等委員)	園 田 博 之	園田博之公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 山本隆氏、取締役 (監査等委員) 丸尾浩一氏及び取締役 (監査等委員) 園田博之氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査室を設置しており、同室が主体となり組織的な監査を実施することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断したため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 (監査等委員) 園田博之氏は、長年における監査法人での豊富な経験・実績から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 山本隆氏、取締役 (監査等委員) 丸尾浩一氏及び取締役 (監査等委員) 園田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役喜沢弘幸氏、取締役臺祐二氏、取締役加川明彦氏、常勤監査役小笠寺哲雄氏及び監査役野口正敏氏は任期満了により退任しました。また、取締役丸尾浩一氏、監査役山本隆氏の任期が満了しそれぞれ取締役 (監査等委員) に就任しており、新たに、園田博之氏が取締役 (監査等委員) に就任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下同じ。) の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会の決議により定めております。その概要は、以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動にも配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての金銭による基本報酬と、譲渡制限付株式報酬により構成する。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は非金銭報酬により付与することができる。非金銭報酬は、毎年、定時株主総会終了後の最初に開催される定時取締役会にて、上記の基本報酬に対して職責に応じて決定する一定の係数を乗じた金額に相当する株数を、譲渡制限付株式報酬として、その定時取締役会から1か月以内に付与することができる。なお、業績連動報酬としての非金銭報酬は、各位の職責のみならず、業績への直接的・間接的な貢献可能性を加味して基本報酬に対して乗ずる係数を決定する。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、委員の過半数を社外取締役とし、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(及びその委任を受けた代表取締役会長)は指名・報酬委員会の答申内容で示された種類別の報酬割合を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、付与する場合の非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を含むものとするが、当該権限の行使にあたっては当社の規定する「取締役規程」の内容を遵守しなければならない。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は指名・報酬委員会に必ず原案を諮問し答申を得るものとする。代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式報酬については、その発行にあたり取締役会による決定を要する。

6.その他個人別報酬の内容決定に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして長期にわたり機能させるため、実質的に取締役の任期満了による退任時まで他人への譲渡が出来ないよう支給の都度譲渡制限期間を付すものとし、また、取締役の任期満了前にその地位を失った場合は原則的に当社により無償取得されるものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	70,500	70,500	—	7
(うち社外取締役)	(2,100)	(2,100)	(—)	(3)
取締役 (監査等委員)	11,650	11,650	—	3
(うち社外取締役)	(11,650)	(11,650)	(—)	(3)
監査役	3,300	3,300	—	3
(うち社外監査役)	(1,800)	(1,800)	(—)	(2)
合 計	85,450	85,450	—	13
(うち社外役員)	(15,550)	(15,550)	(—)	(8)

- (注) 1. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年4月1日開催の株主総会において年額200,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の取締役の員数は、4名です。
2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2007年4月1日開催の株主総会において年額30,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の監査役の員数は、1名です。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会において年額200,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。) とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名であります。
4. 監査等委員会設置会社移行後の取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会において年額30,000千円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
5. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において固定報酬とは別枠で、非金銭報酬等として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり400,000株以内 (うち社外取締役は年40,000株以内) とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。なお、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い2025年5月29日開催の第18期定時株主総会において、あらためて取締役 (監査等委員である取締役を除く。) を対象とする本制度の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名であります。
6. 当事業年度は、譲渡制限付株式を付与しておりません。
7. 上記には、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名 (うち社外取締役2名) 及び監査役2名 (うち社外監査役1名) を含めております。なお、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、新たに取締役 (監査等委員) に就任した1名の支給額と員数については、取締役在任期間分は取締役 (監査等委員を除く) に、取締役 (監査等委員) 在任期間分は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。また、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役 (監査等委員) に就任した1名の支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役 (監査等委員) 在任期間分は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。
8. 取締役会は、代表取締役会長本間英明氏に対し各取締役の基本報酬の額、付与する場合の非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社の経営環境や業績、取締役の所管業務の職責等から各取締役の業務について評価を行うのは代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会に必ず原案を諮問し答申を得るものとしており、代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)山本隆氏は、山本隆法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)丸尾浩一氏は、(株)Major7th及び(株)Add11thの代表取締役社長並びに(株)U-NEXT HOLDINGSの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)園田博之氏は、園田博之公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査役として4回、監査等委員として13回出席し、また、監査役会5回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討について有益な助言・提言を行いました。
取締役(監査等委員) 丸尾 浩一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、取締役として4回、監査等委員として13回出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討について有益な助言・提言を行いました。
取締役(監査等委員) 園田 博之	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討について有益な助言・提言を行いました。

(注) 1. 上記のうち、取締役(監査等委員)園田博之氏は、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会において選任された以降の状況を記載しております。

2. 当事業年度は、上記の取締役会のほか、会社法第370条に基づく書面によるみなし決議を1回行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、社外取締役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む）及び執行役員、並びに連結子会社の取締役及び執行役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社及び連結子会社が負担しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的に安定配当を行うことを基本としております。そのうえで、将来への成長投資として人財投資やサービスプラットフォームの基盤整備など継続的な投資等を実施しつつ、株主の皆様への利益還元を行うことを経営上の最重要課題として認識しております。

当期の配当につきましては、業績動向や資本効率の向上と株主様への還元とのバランスを考慮して総合的に勘案した結果、1株当たり6円00銭といたしました。次期配当につきましては、中間配当金：1株当たり3円00銭、期末配当金：1株当たり3円00銭、年間配当金：1株当たり6円00銭（予想配当性向：61.5%）とすることといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,410,463
現金及び預金	2,642,156
売掛金	638,942
その他	230,357
貸倒引当金	△100,993
固定資産	1,331,127
有形固定資産	263,468
建物	148,590
リース資産	252,085
その他	135,599
減価償却累計額	△272,807
無形固定資産	522,330
ソフトウェア	464,502
ソフトウェア仮勘定	45,220
その他	12,607
投資その他の資産	545,328
投資有価証券	169,369
長期貸付金	55,348
差入保証金	209,560
繰延税金資産	108,907
その他	2,142
資産合計	4,741,590

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,067,166
買掛金	154,968
未払法人税等	67,044
賞与引当金	112,335
その他	732,817
固定負債	176,392
リース債務	105,479
資産除去債務	59,573
その他	11,340
負債合計	1,243,559
(純資産の部)	
株主資本	3,479,406
資本金	676,677
資本剰余金	791,517
利益剰余金	2,559,482
自己株式	△548,271
その他の包括利益累計額	54
その他有価証券評価差額金	909
為替換算調整勘定	△855
新株予約権	18,570
純資産合計	3,498,031
負債純資産合計	4,741,590

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,078,141
売上原価		2,931,858
売上総利益		2,146,282
販売費及び一般管理費		1,822,879
営業利益		323,403
営業外収益		
受取利息	5,476	
受取賃貸料	33,535	
投資事業組合運用益	8,192	
その他	4,409	51,613
営業外費用		
支払利息	4,756	
賃貸費用	27,932	
投資事業組合運用損	25,196	
その他	287	58,172
経常利益		316,843
特別利益		
固定資産売却益	363	363
特別損失		
固定資産除却損	385	385
税金等調整前当期純利益		316,822
法人税、住民税及び事業税	121,750	
法人税等調整額	14,388	
過年度法人税等	△8,759	127,379
当期純利益		189,442
親会社株主に帰属する当期純利益		189,442

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,588,266
現金及び預金	1,118,955
売掛金	338,331
前渡金	1,678
前払費用	56,058
未取還付法人税	2,659
未収消費税等	13,312
その他	125,787
貸倒引当金	△68,516
固定資産	1,181,995
有形固定資産	109,935
建物	126,989
工具、器具及び備品	81,375
リース資産	55,476
減価償却累計額	△153,907
無形固定資産	143,861
ソフトウェア	128,663
その他	15,197
投資その他の資産	928,199
投資有価証券	169,369
関係会社株式	361,837
長期貸付金	55,348
差入保証金	196,374
関係会社長期貸付金	90,784
繰延税金資産	64,485
投資損失引当金	△10,000
資産合計	2,770,262

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	338,261
買掛金	35,456
リース債務	8,149
未払金	165,982
未払法人税等	12,136
未払消費税等	11,097
前受金	10,751
預り金	21,420
前受収益	14,933
賞与引当金	52,515
その他	5,819
固定負債	118,006
リース債務	8,256
長期預り敷金	59,303
資産除去債務	50,445
負債合計	456,267
(純資産の部)	
株主資本	2,294,514
資本金	676,677
資本剰余金	791,517
資本準備金	691,677
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,374,590
その他利益剰余金	1,374,590
投資損失準備金	24,542
繰越利益剰余金	1,350,048
自己株式	△548,271
評価・換算差額等	909
その他有価証券評価差額金	909
新株予約権	18,570
純資産合計	2,313,994
負債純資産合計	2,770,262

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,295,031
売上原価		1,353,520
売上総利益		941,510
販売費及び一般管理費		785,487
営業利益		156,023
営業外収益		
受取利息	3,294	
受取賃貸料	33,535	
投資事業組合運用益	8,192	
その他	910	45,931
営業外費用		
支払利息	277	
賃貸費用	27,932	
投資事業組合運用損	25,196	
その他	59	53,465
経常利益		148,489
特別損失		
固定資産除却損	385	
投資損失引当金繰入額	10,000	10,385
税引前当期純利益		138,104
法人税、住民税及び事業税	24,793	
法人税等調整額	△14,434	
過年度法人税等	△8,759	1,599
当期純利益		136,505

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植木 一 彰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 寄 祥 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 崎 祥 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月21日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 監査等委員会

監査等委員 山本 隆 ㊟

監査等委員 丸尾 浩一 ㊟

監査等委員 園田 博之 ㊟

(注) 監査等委員山本 隆、丸尾 浩一及び園田 博之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

参考情報 会社グループの概要

基本データ (2026年2月28日現在)

商 本 設 資 本	号 社	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 TEL: 03-6703-0500
設 資 本 金	立 業 員	2007年4月 676百万円 連結: 314名 単体: 152名

グループ会社

商 本 設 資 本	号 社 立 業 員	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2014年5月 100百万円
-----------------------	-----------------------	---

商 本 設 資 本	号 社 立 業 員	株式会社中央グループ 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号 1985年11月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 業 員	株式会社サムボローニア 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2022年6月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 業 員	PRECISION ADVANCE DRAFTERS COMPANY LIMITED ※株式会社中央グループの100%出資子会社 222 Dien Bien Phu, Vo Thi Sau Ward, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam 2023年10月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 業 員	株式会社New Deal (ニューディール) 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2025年3月 10百万円

株主メモ

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
定時株主総会基準日	2月末日
期末配当基準日	2月末日
単元株数	100株
株主名簿管理人/ 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL: 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告 URL: https://www.ea-j.jp/ir/public-notice.html ※ただし、事故その他やむを得ない事由により 電子公告によることができないときは、日本 経済新聞に公告します。

※株主様の住所変更その他各種手続きにつきましては、株主様ご自身が証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にて承ります。詳細は各口座管理機関までお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

第19期 期末配当金のお支払いについて

第19期 期末配当金（基準日：2026年2月28日）につきましては、2026年5月29日（金）よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2026年6月30日（火）までに、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みにについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- 証券口座で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、配当金をお受け取りいただけます。
- 銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、お取引の証券会社にてご確認のうえ、お手続きください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル4階 当社会議室



交通手段のご案内

〈ご参考〉

JR東京駅 丸の内北口より徒歩5分

東京メトロ 千代田線 大手町駅 B3出口直結

東西線 大手町駅 B3出口直結

都営地下鉄 三田線 大手町駅 B3出口直結

東京メトロ 丸の内線 大手町駅 A5出口徒歩3分

半蔵門線 大手町駅 A5出口徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。